

第74号議案

加東市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月1日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

加東市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年加東市条例第219号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

加東市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

第1条中「市の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資する」を「情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与する」に改める。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 市の機関 次に掲げるものをいう。

ア 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者若しくは議会又はこれらに置かれる機関

イ アに掲げる機関の職員であつて法令又は条例等により独立に権限を行使することを認められたもの

ウ 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者

第2条第3号中「図形等」を「図形その他の」に改める。

第3条第1項中「市の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「として」を「その他のその方法が規定されて」に、「申請等をする者」を「その手続等の相手方」に改め、「をいう。」の右に「以下同じ。」を加え、「使用して行わせる」を「使用する方法により行う」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「の規定に規定する書面等」を「に規定する方法」に改め、「みなして、」の右に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該申請等を受ける」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、市の機関は、」を「申請等のうち」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「かかわらず、」の右に「電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の」を加え、「当該署名等に代えさせる」を「代える」に改め、同条に次の2項を加える。

- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

第4条第1項中「市の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に改め、「ところにより、」の右に「規則で定める」を加え、「（市の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）」を削り、「使用して」を「使用する方法により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

第4条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面

等により行うものとして規定した処分通知等に関する」を「に関する他の」に、「の規定に規定する書面等」を「に規定する方法」に改め、「みなして、」の右に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、市の機関は、」を「処分通知等のうち」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削り、同条に次の1項を加える。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則が定める場合には、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

第5条第1項中「市の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「の縦覧等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類」に、「を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の右に「当該条例等その他の」を加える。

第6条第1項中「市の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「として」を「が規定されて」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録」に、「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の右に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「第1項の場合において、市の機関は、」を「作成等のうち」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削る。

第9条を第12条とする。

第8条中「少なくとも毎年度1回、市の機関が」を削り、「使用して行わせ、又は」を「使用する方法により」に、「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、「により」の右に「随時」を加え、同条を第11条とする。

第7条を第10条とし、第6条の次に次の3条を加える。

(適用除外)

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの。
- (2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

（添付書面等の省略）

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

（情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正）

第9条 市長は、情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、全ての者が情報通信技術の便益を享受できるよう、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができるようにするための施策、当該援助を行う者の確保及び資質の向上のための施策その他の年齢、身体的な条件、地理的な制約その他の要因に基づく情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第74号議案 要旨

加東市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

デジタル社会の実現に向け、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、改正された情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「法」という。）に基づき、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項について、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 題名を改めること。（題名関係）
- (2) 市の機関の定義を整理すること。（第2条関係）
- (3) 申請等をオンラインで行う場合は、手数料をオンラインにより納付することができる規定を加えること。（第3条関係）
- (4) オンラインによる申請等又は処分通知等を行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、その部分以外の部分のみについて、オンラインによる申請等又は処分通知等を行うことができる規定を加えること。（第3条及び第4条関係）
- (5) オンライン化が適当でない、又は独自にオンライン化の規定を設けている手続等を除外する規定を加えること。（第7条関係）
- (6) 市の機関が入手し、又は参照できる書面等について、添付を省略できる規定を加えること。（第8条関係）
- (7) 市長が情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずる規定を加えること。（第9条関係）
- (8) 法の趣旨を鑑み、所要の文言整理を行うこと。（第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条及び第11条関係）

3 施行期日 公布の日

新 旧 対 照 表

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|---|
| <p>加東市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>市の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資する</u> _____ことを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>市の機関 市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき市に置かれる機関若しくはこれに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令により独立して権限を行使することを認められた職員をいう。</u></p> <p>(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本</p> | <p>加東市情報通信技術を活用した行政の推進_____に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>市の機関 次に掲げるものをいう。</u></p> <p>ア <u>市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者若しくは議会又はこれらに置かれる機関</u></p> <p>イ <u>アに掲げる機関の職員であって法令又は条例等により独立に権限を行使することを認められたもの</u></p> <p>ウ <u>地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者</u></p> <p>(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本</p> |

その他文字、図形等 人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

(4)～(10) (略)

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 市の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により 書面等により行うこととして

いるものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者
の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせる ことができる。

2 前項の規定 により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する 条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、 当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定 により行われた申請等は、同項の 市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、市の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により 署名等 をすることとしているもの

その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

(4)～(10) (略)

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 _____申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則

で定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の _____ 条例等に規定する方法 _____ により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関に到達したものとみなす。

4 申請等のうち _____ 当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを

_____については、当該条例等の規定にかかわらず、_____

_____氏名又は名称を明らかにする
措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせる
ことができる。

第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、
当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情
報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の
個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法
律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第
8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする
措置であって規則で定めるものをもって代える_____
ことができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手
数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理
組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付につ
いては、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使
用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で
定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情が
ある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要
があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子
情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不
適当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、
当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適
用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とある
のは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用す
る部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とす

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 市の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしている
_____ものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、_____電子情報処理組織(市の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して _____ 行うことができる。

2 前項の規定 _____ により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、 _____ 当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定 _____ により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、市の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているもの

る。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 _____ 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織 _____
_____ を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の _____ 条例等に規定する方法 _____ により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該 _____ 処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 処分通知等のうち _____ 当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているもの

_____については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 市の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により 書面等により行うこととしているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定 _____により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして

のを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって _____ 代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則が定める場合には、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 _____縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、 _____ 当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により _____ 行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の _____

規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、_____当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 市の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととして_____いるものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

2 前項の規定_____により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、_____当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の場合において、市の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等をするものとして_____については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

_____条例等の規定により_____書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 _____作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、_____当該書面等に係る電磁的記録により_____行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の_____条例等の規定により_____書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち_____当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって_____代えることができる。

(適用除外)

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対

面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの。

(2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

（添付書面等の省略）

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

（情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正）

第9条 市長は、情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、全ての者が情報通信技術の便益を享受できるよう、情報通信技術

(手続等に係る情報システムの整備等)

第7条 (略)

(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

第8条 市長は、少なくとも毎年度1回、市の機関が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用 _____に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により _____公表するものとする。

(委任)

第9条 (略)

の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができるようにするための施策、当該援助を行う者の確保及び資質の向上のための施策その他の年齢、身体的な条件、地理的な制約その他の要因に基づく情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(手続等に係る情報システムの整備等)

第10条 (略)

(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

第11条 市長は、 _____電子情報処理組織を使用する方法により _____行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により 随時公表するものとする。

(委任)

第12条 (略)